

令和2年9月18日

学校における感染症対策について

埼玉県立草加西高等学校

多数の生徒・教職員が活動する学校では、いわゆる「3つの密」の状態が起こりやすい状況にあり、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しなければなりません。生徒が登校して必要な活動をするために、「3つの密」の回避、消毒・清掃・手洗い等の実施などの感染症対策を以下のとおり行います。

【感染症対策について（消毒・清掃など）】

- ・多数の生徒が触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)を1日1回以上消毒液で清掃します。
- ・トイレや手洗い場などには、生徒間に一定の間隔がとれるようテープなどで表示します。
- ・教職員はマスクの着用などの感染症対策を徹底し、発熱がある場合などは出勤しません。

【登校時の対応について】

- ・公共交通機関の混雑を避けて早めに登校する際は、自分に割り当てられた座席で自習するなどして待機してください。
- ・検温を忘れた場合は教室に入らずに、指定された場所(保健室)で検温を実施します。(家庭で必ず検温してください。ご協力お願いします。)
- ・SHRにおける健康観察を実施します。

【授業の実施について】

- ・座席間の距離を最大限確保し、生徒同士が対面とならないよう授業を展開します。
- ・対面による長時間のグループ活動など、対策を講じてもなお感染の可能性が高い活動は実施しません。地域の感染状況及び必要な感染症対策などを考慮し、実施可能となる学習活動を検討します。

【学校における新しい生活様式】

- ・登下校中及び校内では、昼食時間及び指示された場合を除き基本的に常時マスクを着用してください。また、咳エチケットに気を付けるほか、対話する場合も適度に距離を保つか対面を避けるなどの対策をしてください。
※十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症への対応を優先する場合などは、マスクを着用する必要はありません。
- ・個人用のハンカチ又はタオルを必ず持参してください。他の生徒との共用は絶対に避けてください。

- ・ごみ袋等を持参し、使用済みのマスク、割りばし等の飛沫が付着したものについては、袋に密閉したうえ、各自持ち帰ってください。
- ・こまめに手洗いを実施してください。特に登校時、トイレの後、昼食の前後、共用備品を使用した後(清掃後など)は、必ず流水と石鹸を用いて手洗いをしてください。
- ・特に対策が必要となる箇所には、消毒用アルコールを設置します。量に限りがありますので、多くの人を使用することができるよう配慮して使ってください。
- ・教室等に在室中は、常時2方向の窓・出入口を対角線上に開放するなど、可能な限り換気してください。また、エアコン・ヒーター使用中も適宜換気してください。
(密閉の回避)
- ・一人一人の身体的な距離を確保し、不必要な身体接触を避けてください。
(密集・密接の回避)
- ・昼食時間は原則として自分の座席に座り、静かに昼食をとってください。マスクを着用しない状態になりますので、対面を避ける、大声での会話を控えるなどの対策に十分留意してください。

【在校中に発熱等が確認された場合の対応】

- ・確認後速やかに、授業等で利用していない部屋(保健室以外)に誘導します。
- ・保護者に連絡し、生徒は帰宅してもらいます。風邪等の症状があつて通学に公共交通機関を利用しているなど、帰宅時の安全が確保できないと判断される場合は、保護者の方の付き添いでの帰宅をお願いすることになります。ご協力をお願いします。
- ・帰宅後は自宅で休養し、健康状態を記録してください。風邪症状が続く場合や感染症が疑われる症状(呼吸困難、強い倦怠感、高熱等)がある場合は、医療機関への受診や関係機関への相談を行ってください。
- ・感染症拡大防止のため出席しない場合は「出席停止」となり、欠席日数や授業の欠課時数にはカウントされません。

【感染症が疑われる場合】

「埼玉県立草加西高等学校 新型コロナウイルス感染者発生時における調査書」における項目の確認をお願いいたします。この調査書をもとに保健所等が対応の判断をすることになります。

【部活動の実施について】

- ・衛生管理と熱中症対策を徹底し、リスクに配慮して活動計画を作成します。
- ・各部活動の特性に応じ、活動内容や用具の消毒や使用方法などについて検討し、必要な感染症対策を行ったうえで活動を実施します。
- ・各競技団体からガイドライン等が出されている場合は、その内容を遵守します。
- ・活動時のほか、更衣時においても密閉・密集・密接を避けるよう配慮します。
- ・多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や、大声を出す活動は実施しません。
- ・泊を伴う活動は、当面の間、中央競技団体が主催する大会等を除き、原則として実施しません。

令和2年10月1日修正版

家庭における健康管理について

埼玉県立草加西高等学校

ご家庭におきましては、引き続き毎日の健康観察の実施のほか、登校時の留意事項を確認いただき、登下校時を含めた感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するようご協力をお願いします。

【毎日の健康観察について】

- ・登校日以外の日も含め、毎日の検温と健康観察を実施してください。発熱時や体調不良時は、必ず自宅で休養し、健康状態を記録してください。
- ・睡眠・運動・食事に配慮して規則正しい生活を心掛けてください。また、熱中症対策のための水分補給などにも留意してください。
- ・風邪症状が続く場合や感染症が疑われる症状(呼吸困難、強い倦怠感、高熱等)がある場合は、医療機関への受診や関係機関への相談を行ってください。
- ・今後の生活・学習などに不安を抱えている場合などは、必要に応じて健康相談・教育相談等を実施しますので、学級担任又は養護教諭に連絡してください。

【登校に関する留意事項】

- ・登校前に家庭で必ず検温と健康観察を実施してください。発熱時や風邪症状等がある場合には、登校せずに自宅で休養させてください。同居の家族等にも発熱や風邪症状がある場合も、登校させないようご協力ください。なお、感染症拡大防止のため出席しない場合は「出席停止」となり、欠席日数にはカウントされません。
- ・登下校中及び校内では、昼食時間及び指示された場合を除き基本的に常時マスクを着用させてください。また、咳エチケットや手洗い等の感染症対策について、ご家庭でも再度確認してください。
※十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症への対応を優先する場合などは、マスクを着用する必要はありません。
- ・学校では多数の人が触れる箇所があるため、消毒・清掃に加えて手洗いの励行に努めます。登校時には必ず個人用のハンカチ又はタオルを持参させてください。またハンカチ・タオル等の共用はしないよう、ご家庭でも確認をお願いします。
- ・持病がある場合などでやむを得ず登校できない場合や登校に不安がある場合は、学級担任に連絡してください。

※発熱等による「出席停止」は、御家庭から状況を聴取させていただいてから判断します。

令和2年9月18日

生徒・教職員に感染者もしくは濃厚接触者が確認された場合の対応について

埼玉県立草加西高等学校

感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないことを前提とし、感染者が確認された場合に迅速かつ的確に対処するよう関係機関との連携及び学校医等と連携した保健衛生体制を整えています。また、本校では感染者の発生に関わらず、スクールカウンセラーへの連携など、心のケアにも対応する体制を整えています。

【出席停止・出勤停止の措置】

児童生徒の感染が判明した場合又は濃厚接触者に特定された場合には、出席停止措置を取り、その期間については保健所等の助言を踏まえて判断します。また、出席停止の解除についても、保健所等からの助言を踏まえ、健康観察を経たうえで判断します。

教職員の感染が判明した場合又は濃厚接触者に特定された場合には、出勤を停止し、生徒の場合と同様に保健所等からの助言を踏まえて出勤再開を判断します。

【就職・進学に係る校内手続き】

Googleclassを通じて、意思確認及び必要に応じて書類の提出を行います。正式な書類は出席停止の措置が解除されてから行います。

【感染拡大防止策の実施】

感染者の活動状況などの情報の収集と健康状態の確認を実施し、校内における活動、接触者の多寡、地域の感染拡大の状況、感染経路等を踏まえ、教育委員会において臨時休業の措置を判断します。また、濃厚接触の判断は保健所が行い、濃厚接触者は保健所の指示に従って行動することになります。

なお、感染者の感染経路が明らかになり、学校における濃厚接触者が、検査の結果全員陰性となった場合などに、臨時休業が解除となります。登校再開前には関係機関と連絡し、消毒作業などの対策を実施します。

感染者が判明した場合などは、全生徒・保護者に向けた連絡を、学校ホームページの「保護者ページ」に掲載します。あわせて、一斉メール配信システムで連絡します。

【感染症にかかる心のケアの実施】

SNS上における誹謗中傷等の防止に努め、人権侵害につながる事象が発生した際には、必要に応じて関係機関と相談してネットサービス運営会社等への削除依頼などの対応を行います。

また、感染症にかかる不安を抱える生徒等に対し、必要に応じて教員による教育相談やスクールカウンセラーによる相談を実施します。

令和2年9月18日

感染症による一時的な臨時休業等への対応について

埼玉県立草加西高等学校

本校関係者に新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者が判明し、一時的に臨時休業又は学級閉鎖となった場合等に、可能な限り学校の教育活動を継続するため、以下のとおり対応方針を定めます。

【基本方針】

- ・平常の時程/時間割での活動を設定し、生徒の生活リズムを保持します。
- ・休業中の学習保障と学習成果の最大化を図ります。

【HR指導について】

○SHR

- ・GoogleFormsを利用し、健康観察と連絡を行います。
- ・教員(担任等)は、連絡事項を8:30までに各クラスのGoogleClassroom(GC)に掲示します。
- ・生徒は原則、8:30~8:40にログインし、連絡事項を確認してください。

○LHR

- ・学年やクラスの必要に応じて、LHRの時間を設定する場合があります。

○個別指導

- ・必要に応じて放課後の時間等に実施します。

【教科指導について】 ※平常の時程・時間割に沿って学習活動を行う

- ・教科担当は授業日の8:30までに、授業クラスのGCに指示連絡を掲示します。
- ・双方向同期によるオンライン授業を実施する場合はGoogleMeet又はZoomを利用し、同期する時間は一コマ20分程度以内とします。なお、通信が安定しない場合は通信量を抑えるために、一時的に参加者を分ける、生徒側からの通信を音声のみとするなどの措置を取ることがあります。
- ・動画視聴による学習指示を行う場合は、Youtube動画を学校IDのアカウントで限定公開し、GCまたは学校HP(保護者ページ)にURLを告知します。

【オンライン接続環境について】

- ・臨時休業中の対応に備え、各家庭での通信環境の整備にご協力をお願いします。
- ・準備が間に合わない場合など、個別対応が必要な場合は、連絡をお願いします。
※地域における感染症拡大の影響により、一定期間(概ね2週間以上)の臨時休業となる場合などは、期間や学習状況等を考慮し、改めて具体的な対応策を検討します。